

2015年7月13日

内閣総理大臣 安倍晋三殿

日本キリスト改革派教会西部中会  
議長 西牧夫

## 安全保障関連法案に反対し、立憲主義の遵守を求める声明

私たち日本キリスト改革派教会西部中会は、昨年7月に集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に対して抗議声明を出しました。しかし、現在、国会では集団的自衛権の行使を可能とする安全保障関連法案が審議され、安倍内閣によって強行されようとしています。

私たち日本キリスト改革派教会西部中会は、こうした事態を深く憂慮し、あらためて憲法違反の疑いのある安全保障関連法案に反対し、安倍内閣が立憲主義を遵守するよう強く求めます。

(理由)

### 1. 国家権能は立憲主義の原則に従って行使されなければなりません。

私たち日本キリスト改革派教会は、聖書を土台として、国家的為政者は神が立てられたものであると考えています。そして私たちの教会の信仰告白は、神が為政者を立てられ、権能を委託されたのは、「公共の益のため」また「正義と平和の維持」のためであり、為政者は「それぞれの国の健全な法律に従いつつ」その業を行うことが求められていることを明らかにしています。したがって、国家権能は恣意的に行使されてはならず、立憲主義の原則に従って、憲法の限界内で行使されなければなりません。

### 2. 集団的自衛権行使を認める安保関連法案は立憲主義を踏みにじるものです。

歴代内閣は一貫して、海外での武力行使を可能とする集団的自衛権は、憲法9条の戦争放棄規定に違反し認められないとしてきました。また、大多数の憲法学者や弁護士会の多くも集団的自衛権は憲法上認められないとしています。もし集団的自衛権が「公共の益」と「正義と平和の維持」のために必要だと考えるならば、憲法改正という正当な手続きを取らなければなりません。政府が自己の都合によって憲法解釈を大幅に変更し、集団的自衛権の行使を可能とする安全保障関連法を制定することは、憲法9条の平和主義と99条の憲法尊重擁護義務に違反し、立憲主義を踏みにじるものです。それは神から委託された権能の濫用です。

### 3. 安全保障関連法案は「公共の益」と「平和の維持」に逆行します。

集団的自衛権の行使を可能とする安全保障関連法案は、既にある10の法律を一括して改正する「平和安全法制整備法」案と、新たな恒久法案として制定される「国際平和支援法」案からなっています。これらの法案が制定されたならば、日本は武力攻撃を受けなくても、政府が「存立危機事態」であると判断すれば、自衛隊の海外での武力行使が可能となります。しかし、「存立危機事態」の定義は、国会の質疑でも明らかなように非常に曖昧であり、政府の恣意的な判断による海外での武力行使に道を開きます。

さらに、「国際平和支援法」では、従来の非戦闘地域だけでなく、戦闘地域にまで弾薬の補給、武器の輸送などの「後方支援」、すなわち兵站を行うことが可能となります。こうした兵站は武力行使と一体の戦争行為であり、相手国からの攻撃目標とされ、自衛隊によるさらなる武力行使に道を開きます。

このように、安全保障関連法は、近隣諸国との緊張を高め、自衛隊を海外で「殺し、殺される軍隊」にするものであり、「平和の維持」に逆行します。また、それは平和憲法によって世界に貢献してきた日本国民はもとより、世界の民にとっても「益」となりません。かつてアジア太平洋諸国に多大な損害を与えた我が国は、その歴史を踏まえて、平和を創り出す国家である必要があります。

以上の理由で、私たちは集団的自衛権の行使を可能とする安全保障関連法案の制定に反対します。

戦後70年を迎えるにあたり、我が国は今一度過去の侵略戦争の過ちと真摯に向き合い、二度と戦争をしないと誓いをあらたにする責任があります。安倍内閣におかれましては、速やかに安全保障関連法案を取り下げ、立憲主義及び憲法の平和主義を遵守することを強く求めます。